

夜間学校 ニュース

1987年10月9日
西成区萩之茶屋2の
8の9 旅路の里気付
釜ヶ崎夜間学校

在日朝鮮人・韓国人の
指紋押なつ拒否断固支持！
定住外国人に市民権を

釜ヶ崎で生きる

そのためには……

先週、夜間学校ニコース
で、雇用保険の保険料を踏
みたおす業者とが、いるの
で、労働者が迷惑をこうする、
そのよりの無責任な業者
は石きて追われるべきだ、
と、書いたところ、業者
といのは、人夫出しの
ことか「金融屋」のことか
どつちや、と聞いてきた仲
間がいた。

「金融屋」は、金を貸す
のが高売だから、金を借り
にくるものには、貸す。
労働者にも貸せば、「人
夫出し」にも貸す。

金の返済がとどこおれば
どうなるか。

「人出し」から、印カ
を取り上げる。それを、取
り上げることに利益がある
からだ。

その後、「人夫出し」が
倒産すれば、この「人夫出
し」の雇用保険は無効とな
る。ただし、倒産してすぐ
廃業の手続きする場合の
ぞいて、たいがい形式的に
は次の年度まではいきてい
ることになる。

おこなわれないう、という
ことになつて始めて、彼
所に倒産、廃業がわかり、
その「人夫出し」の印カ
を押している労働者を、
十六番に呼び出すことに
なる。

しかし、このこと、保
険料が払いわいていないこ
とで、労働者が責任をと
らされるのは、あかど違
いというものだ。

「人夫出し」の間で、
印カの貸借りはあるし、
働いた先が印カを持って
いなくて、雇用保険にか
入っていないなんて、働いた

毎週金曜日

夜七時より

市民館三階

釜ヶ崎夜間学校

みんなで作ろう

みんなの会館

三人よれば何とかの知恵

いた先とは別の名前の印カンを押さめて手帳が戻ってくることもある。そんな時、その印カンを有効なものかどうか、ちゃんと保険料を納め、更新の手続きをしたものかどうかを確かめる

ことは必しなす。

労働者の立場は、「善意の第三者」というべきもので、責任を追究されるべきではない。

責められるべきは、印紙を押しながらか、キチンと保険料を納めたりするべきである。

保険料は最初から踏みだす

つもりで、ともかく、バシるまではヤリどくどばかりに印紙を貼る。このような無責任なものこそ、追究されるべきである。

何度もこれまでに書いてきたことだが、今、あらためて書く。

手帳の問題については、労働者を責めるべきではない。

なぜなら、

①手帳は日雇労働者の最低生活保障であるから。

②現在の事態を招いたのは、アブル時期に何の対策も打ち出さない。大阪府労働部の責任であるから。

③おの、病気の仲間への対策が行政からなされていらないから。

④国の労働行政が、なげやりなものになっていいる結果、釜ヶ崎の労働者が急増し、アブル依存の体質をもたらしただものであるから。

⑤軍事費の目を増やし、福祉予算を削ぐおくおくする国の方針に、無批判に追随する大阪市民生局が、労働者の見殺し行

政をおこなっているから。世々と言おうこなんであろうと、生き、生活する権利が我々にはある。新国、生きるべし!

にはある。新国、生きるべし!

本籍不詳、住居大阪市西成区

萩文茶屋一四一六ホテル末

広二階二二。A号室、A名自給

汝田秀信、五八歳位の男、遺留

金の現金五十九百四十一円、日

雇労働被保険者手帳一通

右の者は、昭和六〇年三月二

日午後二時頃、大阪市西成区萩

之茶屋一四一六簡宿ホテル

末広二階二二。Aにて発見され

死を恐れず見据えるものは

よりよく生きるものである

釜ヶ崎は、働き人の街である

と共に死者の街でもある。

ドヤで、路上で、病気で、飢

で、多くの仲間が死んでいる。

そして、これを含、読んでい

る。アナタも、必ず、死をわか

えることになる。(もちろん、

これを書いている私も、死ぬ)

たもので、同年二月二日頃、

同所において脳出血のため死

亡したものと思われる。

右の者は、身柄引取人不明

のため、検死のうえ、津守斎

場で火葬にふしたたので、心当

りの方は当区役所まで申し出

てください。

昭和六〇年四月一九日

大阪市 西成区長

(管報)掲載の初
釜ヶ崎由書より再転載

死はさけられないもの

と知りながら、いつもは

忘れていいる。

しかし、釜ヶ崎では

死と生の境は、薄い紙

一枚である。だからこ

そ、死を見据え、意志

強固に生きねばならな